

仙台市交通局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和八年六月二十六日

仙台市交通事業管理者 吉 野 博 明

仙台市交通局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程
仙台市交通局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和二年仙台市交通局規程第十一号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
第十五条 〔略〕 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 〔一～三 略〕 四 第十七条の規定により給与を減額された期間（労働組合の業務に関して職務に専念する義務を免除された期間並びに勤務時間規程第十四条第一項に規定する私傷病休暇（<u>同条第二項</u>の規定により無給の休暇とされたものに限る。）、特定無給休暇（勤務時間規程第十九条に規定する健康支援休暇、勤務時間規程第二十条に規定する妊娠疾病休暇、<u>勤務時間規程第二十四条に規定する短期介護休暇並びに勤務時間規程第二十六条に規定する骨髄移植等のための休暇及び育児時間</u>をいう。第六号において同じ。）及び勤務時間規程第二十二条第一項に規定する家庭支援休暇（第七号において「家庭支援休暇」という。）を付与されて勤務しなかった期間並びに勤務時間規程第二十三条第一項に規定する介護部分休業（第八号において「介護部分休業」という。）の承認を受けて勤務しなかった期間を除く。） 〔五～十 略〕 〔3・4 略〕	第十五条 〔略〕 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 〔一～三 略〕 四 第十七条の規定により給与を減額された期間（労働組合の業務に関して職務に専念する義務を免除された期間並びに勤務時間規程第十四条第一項に規定する私傷病休暇（<u>同条第四項</u>の規定により無給の休暇とされたものに限る。）、特定無給休暇（勤務時間規程第十九条に規定する健康支援休暇（<u>勤務時間規程第三十条第二項の規定により無給の休暇とされたものに限る。</u>）及び勤務時間規程第二十条に規定する妊娠疾病休暇をいう。第六号において同じ。）及び勤務時間規程第二十二条第一項に規定する家庭支援休暇（第七号において「家庭支援休暇」という。）を付与されて勤務しなかった期間並びに勤務時間規程第二十三条第一項に規定する介護部分休業（第八号において「介護部分休業」という。）の承認を受けて勤務しなかった期間を除く。） 〔五～十 略〕 〔3・4 略〕

附 則

（施行期日）

- この規程は、令和八年七月一日から施行する。
（経過措置）
- 改正後の第十五条第二項第四号の規定は、この規程の施行の日以後の期間に係る勤務期間の算定について適用し、同日前の期間に係る勤務期間の算定については、なお従前の例による。

（交通局総務部総務課）